

助産施設又は母子生活支援施設措置費等支弁要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第3号に規定する費用（以下「措置費等」といい。）の支弁について、必要な事項を定めるものとする。

(支弁の対象)

第2条 措置費等の支弁を受けることができる者は、法第35条第4項の規定により助産施設又は母子生活支援施設を設置し、本市の区域内に住所を有する者について保護を行う者とする。

2 措置費等の支弁の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年厚生省発児第86号）第1の1に規定する措置費等

(2) その他市長が必要と認めた経費

(支弁額)

第3条 市の区域外に所在する助産施設又は母子生活支援施設が保護を行う場合の措置費等及びそれに対する支弁額は、当該助産施設又は母子生活支援施設を所管する地方公共団体の定めるところによるものとする。

(措置費等の請求等)

第4条 母子生活支援施設の長は、当月分の措置費等の支弁額を毎月10日までに、助産施設の長は、対象者の措置費等の支弁額を市長が別に定める日までに、それぞれ市長に請求するものとする。

(その他の事項)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。